中国・香港 ニュースフォーカス

【2020年第11号】

グレーターベイエリア建設に対する 金融推進意見の実施方案

2020年8月11日

柯 鈺琪 KE YUQI, ANNA

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

T +852-2821-3647

E ANNA_Y_KE@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱 UFJ 銀行 MUFG Bank, Ltd.

(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

2020年7月31日、広東省地方金融監管局、中国人民銀行広州支店、広東省銀行保険監督管理委員会、 広東省証券監督管理委員会、中国人民銀行深圳支店、深圳銀行保険監督管理委員会及び深圳証券監督 管理委員会は連名で「広東省・香港・マカオグレーターベイエリア(粤港澳大湾区、以下『GBA』)建設に対す る金融推進意見の実施方案」(粤金監[2020]51号、以下「本方案」)1を発表した。本稿では、その内容について簡単に紹介したい。

1. 背景

GBA は広東省珠江デルタ地域所在の9つの都市(深圳、東莞、恵州、広州、肇慶、仏山、中山、珠海、江門、以下「広東省各都市」)と、香港及びマカオ特別行政区から構成される都市圏である。本方案は5月に公表された「広東省・香港・マカオグレーターベイエリア建設に対する金融推進の意見について」(銀発[2020]95号)2の内容をほぼ踏襲したものであるが、海外投資者による各種金融業界業務への参入緩和、保険機構を始めとする各種金融機関によるGBAでのクロスボーダー業務展開、広東省各都市の住宅用途不動産を抵当に用いたクロスボーダー借入などの措置について、より詳しい実施方針が盛り込まれている。また、本方案により各政府部門の役割と責任が明確化されたことから、今後GBAにおける金融開放の促進進や広東省各都市と香港・マカオ間における金融面での協働深化が見込まれる。

2. 主な内容

本方案では、GBA におけるクロスボーダー貿易と投資・融資の利便化促進をはじめ、金融業界の対外開放、金融マーケットとインフラ環境相互接続の促進、金融サービスにおけるイノベーション水準の向上とクロスボーダー金融リスク予防策を中心とする五つの分野、合計 80 条の項目が盛り込まれている。下記では各分野の主な措置を整理する。

² 詳細は当室作成のニュースフォーカス 2020 年第 6 号 (https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2020-06JP.pdf) をご参照。



¹ 原文はこちらをご参照ください。

クロスボーダー貿易と投資・融資の利便化促進(抜粋)		
手 続の 簡素化	 中国(広東)自由貿易試験区における貿易・投資利便化政策の試行範囲を広東省各都市まで拡大 貨物貿易・サービス貿易のクロスボーダー人民元決済、または外商直接投資資本金、クロスボーダー融資及び海外上場で募集した資本項目の資金の域内回帰にあたり、企業の指示に基づき広東省各都市の銀行が直接実行することを認める 適格企業に対し、資本項目の外貨収入及び人民元の域内支払使用時、エビデンスを都度提出する手続きを撤廃 広東省各都市における非銀行債務人が直接外債登記抹消を行えることとし、抹消期限を撤廃 	
投資·融資 利便化促進	■ GBA 内の市民によるクロスボーダー理財商品購入の促進 ■ 外貨・人民元通貨統一のクロスボーダープーリングのパイロット導入 ■ 広東省各都市銀行による人民元対外貸付業務を促進 ■ 香港・マカオ居民が広東省各都市で購入した住宅の域外銀行への抵当を認める ■ 金融機関によるクロスボーダー譲渡可能の人民元決済業務範囲及び資産種類の拡大を研究 ■ 人民元海外投資ファンドの設立を積極的に推奨 ■ 広東省各都市の金融リース、自動車金融、証券、ファンド管理、先物取引、保険等の会社によるクロスボーダー融資・担保・資産譲渡等の業務に対し、人民元での価格計算や決済を推進 ■ 香港・マカオの適格域外有限責任組合員(Qualified Foreign Limited Partner, QFLP)による広東省各都市での私募ファンドとベンチャー・キャピタル(Venture Capital, VC)への投資を促進 ■ 適格域内有限責任組合員(Qualified Domestic Limited Partner, QDLP)及び適格域内投資企業(Qualified Domestic Investment Enterprise, QDIE)による中国本土の私募ファンドを運用した域外投資を促進し、南沙区・横琴区でのパイロット展開を目指す	
	金融業界の対外開放(抜粋)	
銀行業界	■ 適格銀行による GBA での現地法人や支店、REP 等分枝機構の設置を推進 ■ 商業銀行が広東省各都市で外資出資比率上限なしの金融資産投資、理財会社の設立を推進: → 海外金融機構による商業銀行理財子会社の設立・投資を推進 → 適格商業銀行理財子会社による GBA での専門子会社設立を推進 → 適格金融資産投資会社による GBA での専門投資子会社設立を推進 → 外資企業による信託、金融リース、自動車金融、消費者金融等の金融機構への投資を奨励	
証券業界	■ 香港、マカオ及び外国金融機構による広東での証券・ファンド・先物合弁会社の設立を奨励 ■ GBA における証券・先物機構のクロスボーダー業務パイロット導入を研究 ■ GBA における本土証券・ファンド・先物法人の増資、国内と海外での上場融資を推進 ■ GBA の証券・ファンド・先物法人の人民元適格海外機構投資者(RQFII)、適格海外機構投資者(QFII)及び適格本土機構投資者(QDII)の資格取得を推進3 ■ 広東省各都市の証券会社による M&A、海外業務、金融商品の開発などを推進 ■ 広東省各都市のファンド管理会社による投資コンサル業務の展開、エクイティファンド産品、公募 REITs⁴などへの参加のパイロット推進	
保険業界	 ■香港・マカオの適格保険会社による広東省各都市での経営機構設立を推進 ■保険資産管理会社の広東省各都市での資産管理子会社設立を奨励 ■クロスボーダー自動車保険の保険制度の最適化 ■ GBA 各地の保険会社によるクロスボーダー医療保険産品等の共同開発を推進 ■ CEPA に基づき、香港・マカオ保険アフターサービスセンターの設立を研究 ■香港・マカオの保険機構によるクロスボーダー人民元再保険業務を推進 	
金融マーケットとインフラ環境の相互接続促進(抜粋)		
資金流通及び 金融市場の 相互接続	■香港・マカオ・広東省機構共同での GBA 関連ファンド設立を推進 ■香港・マカオ及び海外の資金を誘致し、インフラ建設における REITs パイロットへの参加を推進 ■広東省各都市の非投資性公司に対し、資本項目などの所得を用いた域内株式投資の制限を緩和 ■深圳証券取引所と域外市場の相互接続を推進 ■「債券通」における「南向通」の政策研究を展開	

³ QFII(Qualified Foreign Institutional Investors)は一定の条件を満たす海外の機構投資家が外貨を人民元に両替し、中国人民元建ての金融商品等への投資を認める制度。RQFII(Renminbi Qualified Foreign Institutional Investors)は一定の条件を満たす海外機関投資家がオフショアで調達した人民元で本土の証券へ投資を行うことができる制度。QDII(Qualified Domestic Institutional Investors)とは中国本土の機構投資家が香港などを含む海外の金融市場への証券投資を認める制度。

⁴ REIT(不動産投資信託)とは多数の投資家から調達した資金を不動産に投資し、賃料収入等を投資家に分配する金融商品。



グリーンファイ	 ■香港・マカオのオフショア人民元業務を推進し、香港オフショア人民元センターの役割を強化し、香港とマカオにおける人民元建て地方政府債券の発行を模索 ■ GBA での人民元クロスボーダー利用規模と範囲を拡大し、その流通・両替を推進 ■ 広州先物取引所の建設を推進 ■ マカオ・珠海クロスボーダー金融合作モデル区でのパイロット金融政策を推進 ■ 域外適格投資者による人民元・外貨での炭素排出権取引への参加規制を推進 ■ グリーンファイナンスにおける産品・認証・評価体系などの GBA 統一基準を設定 	
ナンス関連	- 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	
	■ 自動車製造業等の領域におけるグリーン・サプライチェーン融資の展開を研究	
金融サービスにおけるイノベーション水準の向上(抜粋)		
イノベーション 向けの金融サ ービス	■ ハイテク企業 ⁵ による一定限度枠以内の外債借入を利便化 ■ 中長期的な技術研究開発のため、IT 企業による知的財産権を担保として用いた銀行融資を支援 ■ 広東省各都市銀行と外部スタートアップ投資機構の協力を推進 ■ 香港・マカオの PE ファンドによる GBA のイノベーション企業への融資参入を推進 ■ 深圳証券取引所による全国知的財産及び科学技術成果財産取引市場の建設を推進	
フィンテック 発展	 ■ ブロックチェーンを駆使した金融サービスプラットフォームの試行範囲を拡大し、クロスボーダー融資与信サービス体系の構築を目指す ■ ブロックチェーン技術を用いた銀行業界内の業務データの共有機制を研究 ■ 金融機構による更なるインターネット、ビッグデータ、クラウド計算等技術の応用を推奨 ■ GBA 内でのモバイル決済利便化を推進 	
クロスボーダー金融リスク予防策(抜粋)		
各地の金融 監管協力	■ イノベーション金融監督規制を改善し、クロスボーダー金融イノベーション監管サンドボックスの建設を研究 ■ マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び脱税の防止について広東・香港・マカオの間の協力・連携を強化 ■ GBA 内の金融紛争に係る調停協力機制の建設を推進 ■ GBA 内における金融消費者の権益保護の協力を推進 ■ 広州・深圳・珠海所在の各仲裁機構による GBA 内の金融案件または法律紛争の審理を推進	

3. まとめ

GBA 発展構想は 2019 年年末からの新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時停滞する格好となっていたが、中国における感染流行の収束と経済活動の再開に伴い、GBA 関連政策が相次ぎ導入されている。

本方案では、人民元クロスボーダー決済の推進と各種手続き上の利便化向上措置のほか、金融業界における外資参入規制の緩和や非投資性公司による域内株式投資制限の開放など、企業にとって関心度が高い政策方針が幾つか盛り込まれている。政策の実施細則は別途発表が待たれるが、投資活動への刺激と経済の早期回復を図るためのタイムリーな導入が求められる。

本法案により、広東省各都市の更なる規制緩和が期待されるが、香港におけるオフショア人民元センター、国際アセット管理拠点、「一帯一路」建設の投資プラットフォームとしての重要性については本方案でも一貫して強調されていることから、GBA内でのクロスボーダー金融政策については香港の役割を活かしつつ協働で進められることが想定される。

以上

⁵ ハイテク企業(高新技術企業)とは国が重点的に扶助する必要があると認定される企業で、優遇税制を含む各種政策支援を享受できる。



本資料は、参考のみを目的として、MUFG Bank, Ltd. (以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切 性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証 券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものでは なく、またそのように解釈されるものでもありません。本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更され る可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関 する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務 を負いません。本資料に含まれる情報は、当行が信頼できると判断した情報源から入手したものになりますが、当行は、その適切 性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、 本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるもの ではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直 接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。過去の実績は、将来の業績を保証するものではありませ ん。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありま せん。当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されま す。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いませ ん。受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要がありま す。

Copyright 2020. MUFG Bank, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.

